

最高裁行一第72号

(庶ろー03)

平成30年2月20日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平田 豊

最高裁判所事務総局秘書課長 德岡 治

国際知財司法シンポジウム2018の開催について（通達）

標記のシンポジウムを別紙の要領によって、知的財産高等裁判所長に開催させてください。

(別紙)

国際知財司法シンポジウム 2018 開催要領

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び  
弁護士知財ネット
- 2 日程 平成30年10月30日（火）から同年11月1日（木）までの3  
日間
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ等
- 4 内容 欧米における知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
  - (1) 被招へい者 アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの裁判官並びに米国  
特許商標庁及び欧州特許庁の審判官
  - (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者、研究者及び知的財産制度に関心を有する  
民間企業関係者等

最高裁行一第147号

(庶ろー03)

平成30年3月28日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平田 豊

最高裁判所事務総局秘書課長 徳岡 治

アジアにおける知的財産紛争の解決に関するシンポジウムの  
開催について（通達）

標記のシンポジウムを別紙の要領によって、知的財産高等裁判所長に開催させて  
ください。

(別紙)

アジアにおける知的財産紛争の解決に関するシンポジウム開  
催要領

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネット
- 2 日程 平成30年9月27日（木）から同年10月1日（月）まで
- 3 場所 東京大学伊藤謝恩ホール等
- 4 内容 アジアにおける知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
- (1) 被招へい者 中華人民共和国及び大韓民国並びにASEAN加盟10か国の裁判官等の司法関係者
- (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者、研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等

最高裁行一第411号

(庶ろー03)

平成30年8月8日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

最高裁判所事務総局秘書課長 徳 岡 治

「アジアにおける知的財産紛争の解決に関するシンポジウム  
の開催について」の一部改正について（通達）

平成30年3月28日付け最高裁行一第147号行政局長、秘書課長通達「アジアにおける知的財産紛争の解決に関するシンポジウムの開催について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙の2中「平成30年9月27日（木）から同年10月1日（月）まで」を「平成30年11月28日（水）から同月30日（金）まで」に改め、同3中「東京大学伊藤謝恩ホール等」を「弁護士会館講堂「クレオ」等」に改める。

## 国際知財司法シンポジウム 2018について

### 1 概要

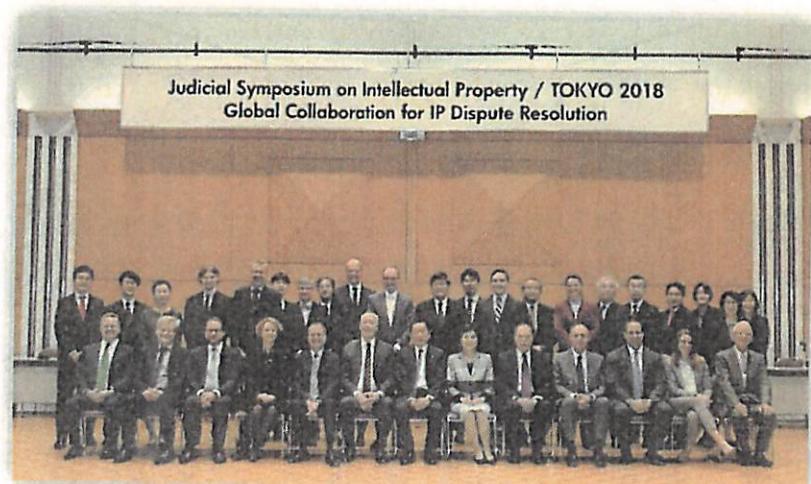
平成30年10月31日から11月1日までの2日間の日程で、弁護士会館講堂クレオにて、「国際知財司法シンポジウム2018」を開催しました。

本シンポジウムは、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6者が共催し、我が国の知財司法に関する制度や運用を国内外に情報発信することや、各国の最新の情報を収集し我が国の法曹関係者や知財制度ユーザーに提供することなどを目的に開催しているものです。

平成29年秋には、中国、韓国及びASEAN諸国における知財紛争解決をテーマに開催しましたが、2回目となる今回は、米英独仏の著名な裁判官及び弁護士並びに米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官を招いて、「知財紛争解決の国際的連携に向けて」をテーマに行いました。

1日目は裁判所、2日目は特許庁がプログラムを担当し、2日間で延べ約900人の参加があり、知財司法に対する関心の高さがうかがわれました。

以下、その様子を御説明したいと思います。



【1日の集合写真】

## 2　1日目（10月31日）

シンポジウムは、山本庸幸最高裁判所判事による開会の御挨拶で始まりました。かつて判事御自身が特許手続の国際的ハーモナイゼーションを進められ、今日では大きな成果が上がっているという御自身の経験を踏まえ、司法手続についても国際的ハーモナイゼーションを漸進的に進めることにより、司法制度に対する国際的な信頼性を高めていくべきで、本シンポジウムが世界の知的財産の発展に貢献することを心から祈念することなどを述べられました。



【開会の御挨拶を行う山本庸幸最高裁判所判事】

その後、「特許権侵害訴訟における特許の有効性」をテーマとする模擬裁判及びパネルディスカッションが行われました。

模擬裁判では、知的財産高等裁判所の間明宏充判事による事例説明（事例：ピストン式圧縮機に関する発明についての特許権侵害訴訟）に続き、日本・ドイツ・フランス・英国・米国の裁判官及び弁護士によって、各制度下における審理の模様が実演されました。

日本の模擬裁判では、杉浦正樹判事が模擬裁判に関連する日本の制度概要を説明した後、高部眞規子所長、森岡礼子判事、古庄研判事及び見目省二裁判所調査官と当事者代理人役の弁護士が登壇しました。技術説明会の場面では、争点に関する当事者双方からのプレゼンテーションを受けて、当事者双方と裁判官・裁判所調査官との間で活発な質疑応答が行われ、その後、当事者の意向を踏まえて、中間判決が言い渡されました。



【日本の模擬裁判】



【事例説明】



【日本の制度概要説明】



【パネルディスカッションの様子（1日目）】

各国の裁判官（国によっては代理人役の弁護士も）は、実際に法廷で着用する法服やかつらを着用したり、会場の参加者も傍聴人として裁判官の入廷時に起立するなど、臨場感にあふれた模擬裁判が行われました。

各国の模擬裁判終了後、森義之部総括判事を総括モダレータ、片瀬亮判事らをモダレータとするパネルディスカッションが行われ、各国は、特許

権侵害訴訟における特許無効の争い方について、それぞれ異なる法制度を有しており、模擬裁判の結論として、ほぼ同様の結果が得られたものの、その判断の過程や手法には、大きな違いがあることが分かりました。

例えば、特許無効の争い方について、日本では侵害訴訟における無効の抗弁と特許庁における無効審判請求という、いわゆるダブルトラックという仕組みになっています。これに対し、ドイツでは、侵害訴訟の裁判所は特許無効について直接判断せず、侵害訴訟の裁判所とは異なる連邦特許裁判所が特許の無効訴訟を担当します。フランス・英国・米国では、侵害訴訟の裁判所において、被疑侵害者は、無効の抗弁のほかに、特許取消または特許無効確認の反訴を提起することができます。なお、フランスでは特許庁における特許の無効化手続はありません。

また、日本では専門的知見を獲得するために、裁判所調査官及び専門委員が活用されていますが、英国及び米国では、専門家証人の証言を採用して審理が行われていました。

特許の有効性を争う方法  
(模擬裁判事例において)

	日	独	仏	英	米
特許庁における無効化手続	無効審判 (日123条)  特許庁 (T A D) ⇒知財高裁 ⇒最高裁	無効化手続なし	無効化手続なし	取消手続 (英72条)  知的財産府 ⇒特許裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高法院	当事者系レビュー (米311条)  特許審査局 (P T A B) ⇒C A F C ⇒最高法院
裁判所における無効化手続	無効化手続なし	無効訴訟 (独81条)  連邦特許裁判所 ⇒連邦通常裁判所	無効訴訟 (仏L613条25)  パリ大審裁判所 (第3部) ⇒パリ控訴院 (第5部) ⇒最高院	取消手続 (英72条)	無効確認訴訟 (28U.S.C.2201)  各連邦地裁 ⇒C A F C ⇒最高法院
特許権侵害訴訟内の対抗手段 (反訴／抗弁)	反訴なし  無効の抗弁 (日104条の3)  東京／大阪地裁 (専門部) ⇒知財高裁 ⇒最高裁	反訴なし  抗弁なし	無効の反訴 (仏L613条25)  パリ大審裁判所 (第3部) ⇒パリ控訴院 (第5部) ⇒最高院	取消手続 (反訴) (英72条)  無効の抗弁 (英74条)	無効確認の反訴 (28U.S.C.2201)  各連邦地裁 ⇒C A F C ⇒最高法院

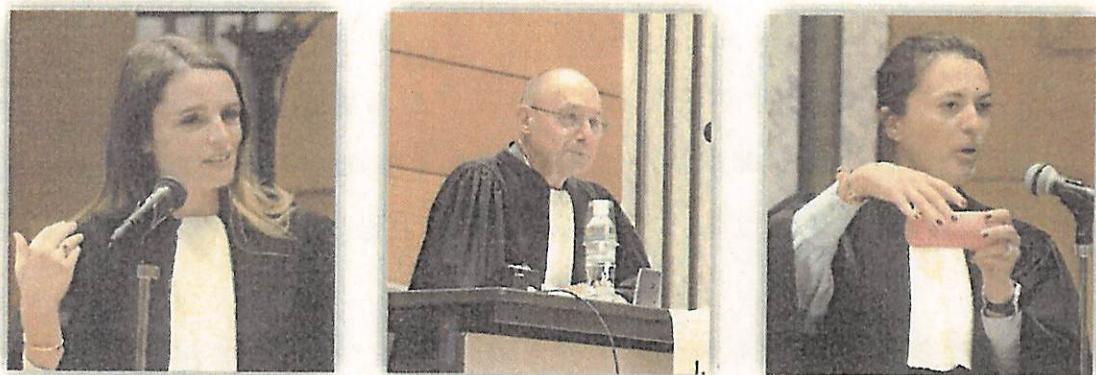
被告製品 X		日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	
原クレーム	充足	—	—	充足	充足	(有効)	クレーム1
	無効	(無効)	—	無効	無効		
訂正後	充足	充足	充足	充足	充足	(有効)	クレーム2
	有効	(有効)	有効	有効	有効		
結論	侵害	侵害	侵害	侵害	侵害	侵害／侵害	結論
被告製品 Y		日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	
原クレーム	充足	—	—	充足	充足	(有効)	クレーム1
	無効	(無効)	—	無効	無効		
訂正後	(非充足)	非充足	非充足	非充足	非充足	(有効)	クレーム2
	—	—	有効	有効	有効		
結論	非侵害	非侵害	非侵害	非侵害	非侵害	侵害／非侵害	結論

### 【模擬裁判の結果】

シンポジウムは日本の模擬裁判だけでなく、欧米の模擬裁判も見ることができる貴重な機会となり、参加者からは、各国の裁判実務、工夫、事案解明の手法の違いがよく分かり勉強になった、各国の法廷の雰囲気を味わえ、臨場感があって興味深かった等の声が聞かれました。



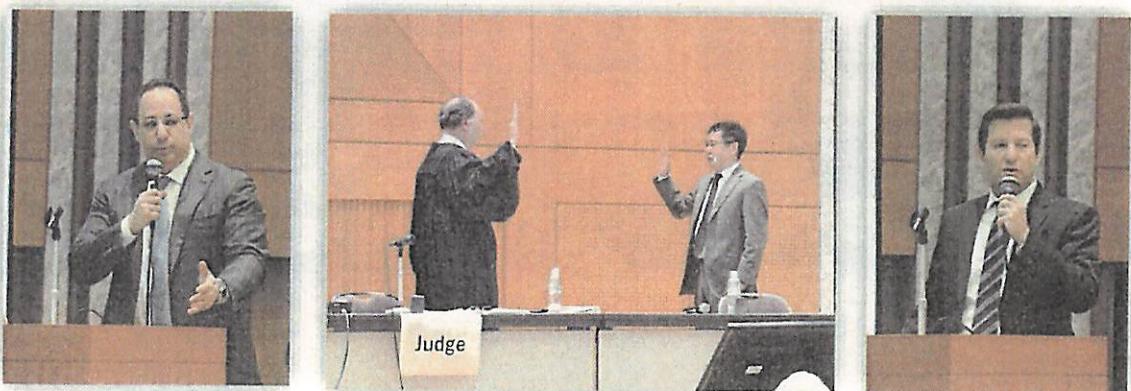
【ドイツの模擬裁判】



【フランスの模擬裁判】



【英国の模擬裁判】



【米国の模擬裁判】

### 3 2日目(11月1日)

初めに、特許庁の嶋野邦彦特許技監から基調講演があり、日本国特許庁、欧州特許庁及び米国特許商標庁から、「各庁における審判の最新状況」及び「特許を無効にするための審判の各庁比較」についての講演が行われました。

その後、「特許を無効とするための審判における手続に関するケーススタディ」と「特許を無効とするための審判における請求項の訂正に関するケーススタディ」というテーマでパネルディスカッションが行われました。

これらの議論を通じて、日本、欧州、米国の各特許庁の間での手続等の違いが浮き彫りになり、参加者からも判断手法の相違を理解することができてよかったです、運用の違いがよくわかり非常に参考になった等の感想が寄せられました。



【パネルディスカッションの様子（2日目）】

シンポジウムの最後は、日本弁護士連合会の菊地裕太郎会長から、国際的な紛争解決のニーズの高まりに対し、国内外の知財司法関係機関との協調や知財司法の国際的な発展に取り組んで行くことの重要性が閉会の御挨拶として述べられ、2日間にわたるシンポジウムが無事に終了しました。



【閉会の御挨拶を行う菊地会長】

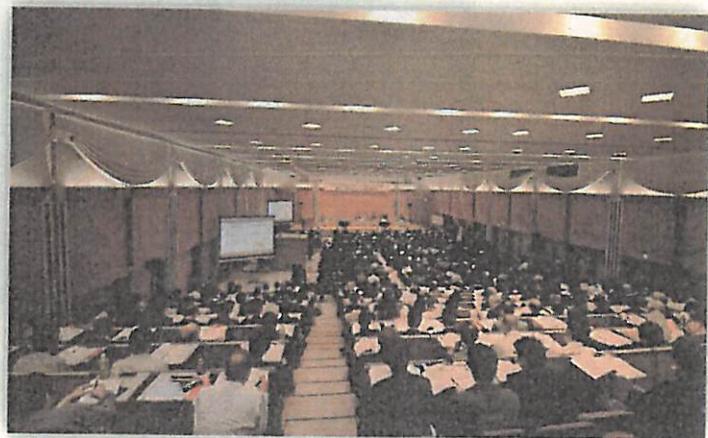
#### 4 まとめ

今回のシンポジウムは、欧米の知財司法をめぐる最新情報に触れ、我が国の知財司法制度についての理解も深まる大変有意義な機会となりました。

欧米の主要国の法制度や訴訟運営について、相互理解を深め各国の相互認識を醸成して、裁判所における紛争解決能力の向上を図ることに、大きな成果を上げたと考えられます。



【受付の様子】



【会場の様子】



【配布資料】

## プログラム

1日目 平成30年10月31日(水)

9:30-9:45 開会挨拶

最高裁判所 山本庸幸判事

事例説明（特許権侵害訴訟における特許の有効性）

知的財産高等裁判所 間明宏充裁判官

9:45-10:45 模擬裁判（日本）

知的財産高等裁判所 高部眞規子所長

知的財産高等裁判所 杉浦正樹裁判官

知的財産高等裁判所 森岡礼子裁判官

知的財産高等裁判所 古庄研裁判官

知的財産高等裁判所 熊谷大輔裁判官

知的財産高等裁判所 見目省二裁判所調査官

日弁連知的財産センター 小松陽一郎弁護士

日弁連知的財産センター 服部誠弁護士

10:45-11:45 模擬裁判（ドイツ）

連邦通常裁判所 ピーター・マイヤーベック裁判官

カーター・アウゲンシュタイン法律事務所 クリストフ・アウゲンシュタイン弁護士

カーター・アウゲンシュタイン法律事務所 クリストファー・ウェーバー弁護士

11:45-11:55 休憩

11:55-12:55 模擬裁判（フランス）

ホーイングROKHモネジエ法律事務所 ドゥニ・モネジエ・デュ・ソルビエ弁護士

ベロン・アソシエ法律事務所 サビーヌ・アジェ弁護士

ベロン・アソシエ法律事務所 アマンディーヌ・メティエ弁護士

12:55-14:10 休憩

14:10-15:10	模擬裁判（イギリス） 知的財産企業裁判所 リチャード・ヘーコン裁判官 パウウェル・ギルバート法律事務所 アレックス・ウィルソン弁護士 パウウェル・ギルバート法律事務所 ゾーイー・バトラー弁護士
15:10-16:10	模擬裁判（アメリカ） 連邦巡回区控訴裁判所 リチャード・リン裁判官 ジョーンズ・デイ法律事務所 マックスウェル・フォックス弁護士 クイン・エマニュエル・アークハート・サリバン外国法事務弁護士事務所 ライアン・ゴールドスティン弁護士
16:10-16:20	休憩
16:20-17:30	総括パネルディスカッション モデレーター 知的財産高等裁判所 森義之部総括裁判官 知的財産高等裁判所 片瀬亮裁判官 日弁連知的財産センター 服部誠弁護士 パネリスト 知的財産高等裁判所 高部眞規子所長 日弁連知的財産センター 小松陽一郎弁護士 連邦通常裁判所 ピーター・マイヤーベック裁判官 知的財産企業裁判所 リチャード・ヘーコン裁判官 連邦巡回区控訴裁判所 リチャード・リン裁判官 各国の弁護士
17:30	1日目終了

2日目 平成30年11月1日(木)

- 9:30-9:40 基調講演  
特許庁 嶴野邦彦特許技監
- 9:45-10:30 講演（各庁における審判の最新状況）  
特許庁 今村玲英子審判部長  
欧州特許庁 カール・ヨセフソン審判部長官  
米国特許商標庁 スコット・ウィーデンフェラー副首席審判長
- 10:30-10:40 休憩
- 10:40-12:10 講演（特許を無効とするための審判の各庁比較）  
特許庁 阿部利英首席審判長  
欧州特許庁 カール・ヨセフソン審判部長官  
米国特許商標庁 スコット・ウィーデンフェラー副首席審判長
- 12:10-13:30 休憩
- 13:30-15:15 パネルディスカッション  
(特許を無効とするための審判における手続に関するケーススタディ)  
モデレーター  
久遠特許事務所 奥山尚一弁理士  
パネリスト  
特許庁 今村玲英子審判部長  
欧州特許庁 インゴ・ベッケドルフ技術審判部門議長  
米国特許商標庁 スコット・ウィーデンフェラー副首席審判長
- 15:15-15:30 休憩

- 15:30-16:30 パネルディスカッション  
(特許を無効とするための審判における請求項の訂正に関するケーススタディ)  
モデレーター  
阿部・井窪・片山法律事務所 加藤志麻子弁理士  
パネリスト  
特許庁 阿部利英首席審判長  
欧州特許庁 マルコ・アルヴァツイ・デルフラー審判官  
米国特許商標庁 スコット・ウィーデンフェラー副首席審判長
- 16:30-17:00 質疑応答  
全登壇者
- 17:00-17:10 閉会挨拶  
日本弁護士連合会 菊地裕太郎会長

# 国際知財司法シンポジウム2018

## 1日目（10月31日）模擬裁判の事例等

### 1 事案の概要

Pony社（以下「P」）は、ピストン式圧縮機に関する発明について、特許出願をし、2007年1月21日、設定の登録（J.P. / U.S. / E.P. 35811710）を受けた（本件発明、本件特許）。

Donkey社（以下「D」）は、2010年3月30日、ピストン式圧縮機Y（被告製品Y）の製造販売を開始した。その後、Dは、研究開発を進め、2015年5月5日、ピストン式圧縮機X（被告製品X）の販売を開始した。それ以降、被告製品Xは、Dにとって主力商品になっている。

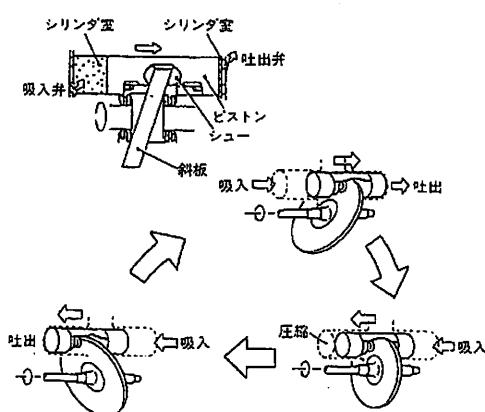
Pは、2017年9月16日、Dに対し、被告製品X及びYは、本件発明の技術的範囲に属するとして警告書を送付した。

しかし、Dは、被告製品Yは、本件発明の技術的範囲に属さないと主張している。さらに、Dは、被告製品Xが本件発明の技術的範囲に属することは認めつつ、本件発明は、特許公報34085号に記載された発明（O85公報、主引用発明）及び特許公報63165号に記載された発明（165公報、副引用発明）に基づき進歩性を欠くから、本件特許は無効であると主張している。

そこで、Pは、2018年7月4日、特許権侵害訴訟を提起し、Dに対し、被告製品X及びYの製造販売の差止め、並びに、被告製品Xにつき4.5億円及び被告製品Yにつき0.5億円の合計5億円（被告製品Xにつき4.5百万ドル／ユーロ及び被告製品Yにつき0.5百万ドル／ユーロの合計5百万ドル／ユーロ）の損害金の支払を求めた。

### 2 ピストン式圧縮機に関する簡単な説明

#### （1）ピストン式圧縮機



ピストン式圧縮機は、自動車用空調装置の冷媒圧縮機として使用される。

ピストン式圧縮機において、斜板1は、回転軸2に支持されており、回転軸2と一体的に回転する。そして、ピストン4は、回転軸2の回転に伴い、この斜板1を介して往復動する。ピストン4の往復動によって、冷媒が、シリンダ3内に吸入され、シリンダ3内で圧縮され、シリンダ3外へと排出される。

（藤原健一監修・カーエアコン研究会編著『カーエアコン』

（山海堂、平成8年）113頁より抜粋）

## (2) リードバルブ式圧縮機とロータリバルブ式圧縮機

ピストン式圧縮機においては、吸入室10から圧縮室3に冷媒が吸入されなければならず、その一方の流れは吸入弁により制御されなければならない。

この吸入弁の構造の相違により、ピストン式圧縮機は、リードバルブ式圧縮機とロータリバルブ式圧縮機に区分される。

リードバルブ式圧縮機は、かかる吸入弁として、フラップ式の一方向弁（リードバルブ）を用いるものである。主引用発明は、リードバルブ式圧縮機に相当する。

ロータリバルブ式圧縮機は、より複雑である。ロータリバルブ式圧縮機においては、ロータリバルブと回転軸2が一体化している。そして、ロータリバルブの外周面に導入通路12の出口が設けられ、軸孔5の内周面に吸入通路13の入口が設けられている。この導入通路12の出口と吸入通路13の入口とが、回転軸2の回転に伴い、間欠的に連通する。この間欠的な連通が、弁の開閉に相当することになる。本件発明及び副引用発明は、ロータリバルブ式圧縮機に相当する。

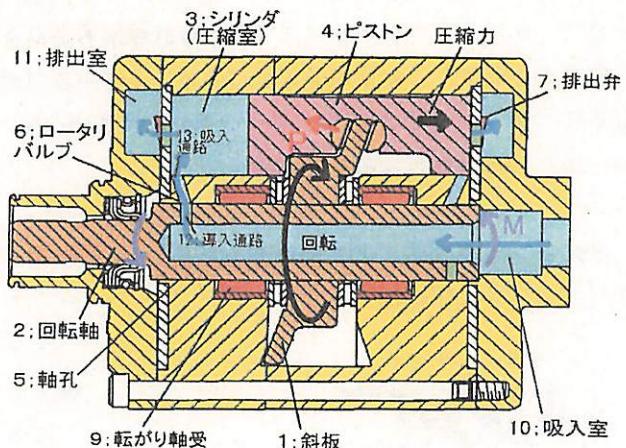
なお、排出弁7の構造は、リードバルブ式圧縮機においてもロータリバルブ式圧縮機においても同じである。

## (3) ピストン式圧縮機が有する課題

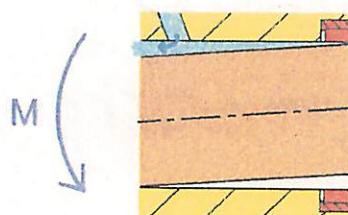
ピストン式圧縮機においては、ピストン4の圧縮動作時に、ピストン4に圧縮反力が発生する。ピストン4は斜板1と運動しているから、この圧縮反力は斜板1に反力（P）として作用する。そして、この反力（P）は、回転軸2の中心から離れた位置に作用するから、回転軸2の傾斜の原因となるモーメント（M）を発生させる。

回転軸2の傾斜は、回転軸2の円滑な回転に支障をきたす。

さらに、ロータリバルブ式圧縮機においては、回転軸2の傾斜により、ロータリバルブ6の外周面と軸孔5の内周面の間の隙間が大きくなる。これにより、冷媒が、吸入通路13の入口から、この隙間へと漏洩する。



回転軸2と軸孔5の隙間の拡大図



#### (4) 従来技術で採用されていた手段

従来のピストン式圧縮機においては、軸孔5の内周面とロータリバルブ6の外周面の間に転がり軸受9を用いていた。転がり軸受9は、回転軸2を強固に支持することにより、反力(P)による回転軸2を傾けようとするモーメント(M)が回転軸2に加わっても、回転軸2の傾斜を防ぎ、隙間の拡大を防ぐことができる。

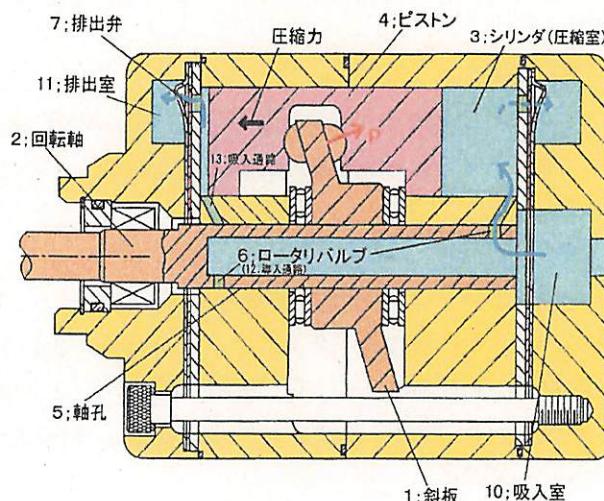
しかし、転がり軸受9は高価であり、これを用いることにより組立工数も複雑化するから、圧縮機のコスト低減の妨げになるという問題があった。

副引用発明は、回転軸2の傾斜を軽減するために、従来技術と同じく転がり軸受9を採用したものである。本件発明、主引用発明では、回転軸2の傾斜を軽減するために、転がり軸受9とは別の構成が、それぞれ採用されている。

### 3 本件発明

#### (1) クレーム1

- A ピストン式圧縮機であり、
- B ロータリバルブ6と、該ロータリバルブ6と一体化される回転軸2と、該ロータリバルブ6を回転可能に収容する軸孔5とを備え、
- C 該回転軸2の回転に伴い斜板1を介してピストン4を往復動させ、
- D 該軸孔5は、内周面上に、圧縮室3に冷媒を吸入するための吸入通路13の入口を備え、
- E 該ロータリバルブ6は、外周面上に、回転軸2の回転に伴い該吸入通路13の入口と間欠的に連通する導入通路12の出口を備え、
- F 該軸孔5の内周面は該ロータリバルブ6の外周面を直接支持し、その隙間を $20\mu m$ 以下とした。



【本件発明図】

#### (2) 訂正後のクレーム又は従属項

各国は、訴訟手続中、クレームを訂正することができる。また、訴訟手続において、クレームを訂正することができる現実的ではない国においては、従属項(クレーム2)をあらかじめ設定することができる。ただし、各国は、クレームを訂正する際、又は従属項を設定する際、構成要件Eに、次の下線部の構成のみを加えることができる。

E' 該ロータリバルブ6は、外周面上に、回転軸2の回転に伴い該吸入通路13の入口と間欠的に連通する導入通路12の出口を備え、該ロータリバルブ6の外周面は、該導入通路12の出口を除いて円筒形状であり、

### (3) 明細書

【0001】本発明は、ロータリバルブ式圧縮機に関する。

【0002】エネルギー変換効率の観点でいえば、ロータリバルブ式圧縮機のほうが、リードバルブ式圧縮機よりも優れている。

【0003】ロータリバルブ式圧縮機においては、圧縮反力によって回転軸2を傾斜させようとするモーメント(M)が生じる。回転軸2の傾斜により、ロータリバルブ6の外周面と軸孔5の内周面の間の隙間は大きくなる。これにより、冷媒が、吸入通路13の入口から、この隙間へと漏洩するという問題があった。

【0004】従来のロータリバルブ式圧縮機においては、軸孔5の内周面とロータリバルブ6の外周面の間に転がり軸受を用い、強固に回転軸2を支持していた。しかし、転がり軸受は高価であり、これを用いることにより組立工数も複雑化するから、圧縮機のコスト低減の妨げになるという問題があった。

【0005】発明者は、軸孔5の内周面とロータリバルブ6の外周面との隙間を精密に調整することが不可欠であると認識し、驚くべきことに、その隙間を $20\mu m$ 以下にすれば、転がり軸受を用いなくても、その拡大を軽減することができるこを発見した。

【0030】本発明は、転がり軸受を用いる必要がないから、製造コストを低減できる。

### (4) 図面

一実施例を説明するものとして、【本件発明図】が描かれている。実施例を説明する全ての図面において、ロータリバルブ6の外周面は、導入通路12の出口を除いて、円筒形状として描かれている。

### (5) 出願経過

当初クレームには、「その隙間を $20\mu m$ 以下とした」と記載されておらず、軸孔5の内周面とロータリバルブ6の外周面とのクリアランスの程度は限定されていなかった。

原告は、出願過程において、特許庁審査官から、明細書では隙間を $20\mu m$ 以下とする発明しか示されていないから、特許を受けようとする発明は、明細書において説明されていないとして、拒絶理由通知書の送付を受けた。

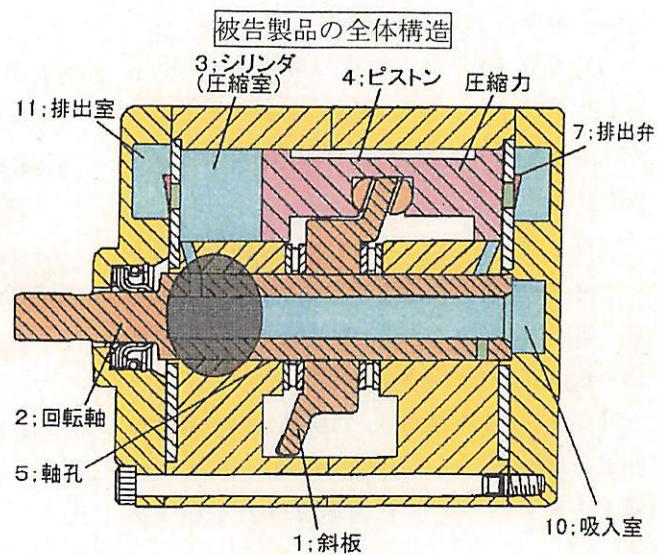
そこで、原告は、クレームに、「その隙間を $20\mu m$ 以下とした」との文言を付加する補正をした。

さらに、原告は、「審査官が指摘する拒絶理由は、クレームに「その隙間を $20\mu m$ 以下とした」との文言を付加する補正により解消すると考えます。そして、回転軸2の傾斜は、軸孔5の内周面とロータリバルブ6の外周面との全ての隙間を $20\mu m$ 以下とすれば、防ぐことができます。」と記載された意見書(本件意見書)を提出した。

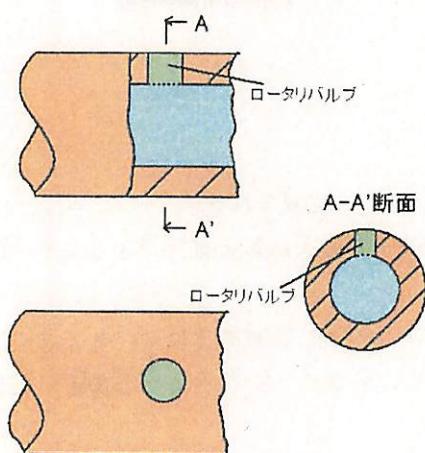
#### 4 被告製品X及びY

被告製品Xにおいては、ロータリバルブの外周面の形状は、円筒形状である。その余の構成は、いずれも本件発明の技術的範囲に含まれる。

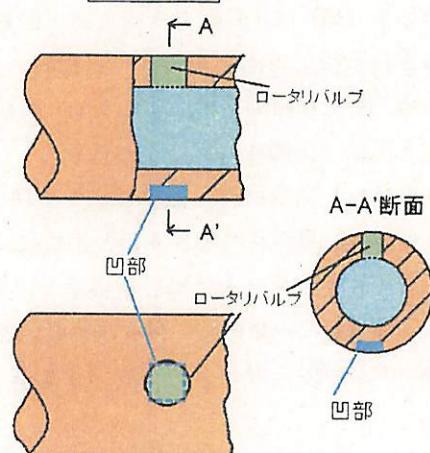
被告製品Yにおいては、ロータリバルブの外周面の形状は、ほぼ円筒形状であるものの、一部に高圧ガスを導入するための凹部がある。その余の構成は、いずれも本件発明の技術的範囲に含まれる。



被告製品X



被告製品Y



#### 5 主引用発明

##### (1) 特徴

0 8 5公報には、主引用発明が記載されている。主引用発明は、リードバルブ式圧縮機に相当する。一実施例においては、軸孔5が回転軸2を回転可能に収容しており、ピストン4は、回転軸2の回転に伴い、斜板1を介して往復動する。回転軸2の外周面には凹部8がある。軸孔5の内周面は、回転軸2の外周面を直接支持しており、転がり軸受は用いられていない。

## (2) 085公報の明細書

【0003】ピストン式圧縮機においては、圧縮反力によって回転軸2に傾斜が生じる。かかる回転軸2の傾斜は、回転軸2の円滑な回転に支障をきたす。

【0004】従来のピストン式圧縮機においては、回転軸2を固定するために、転がり軸受を用いていた。しかし、転がり軸受は、圧縮機の製造コストを増大させる。

【0007】本発明は、回転軸2の外周面に凹部8を形成し、その凹部8内に高圧ガスを導入するというシステムを設けたものである。

【0008】本発明では、回転軸2に発生したモーメント(M)は、高圧ガスによって回転軸2に付与される反対方向の力(F)と相殺される。このため、転がり軸受を用いなくても、回転軸2は軸孔5に強く圧接されることはない。

【0020】本発明は、転がり軸受を用いないから、製造コストが低減される。

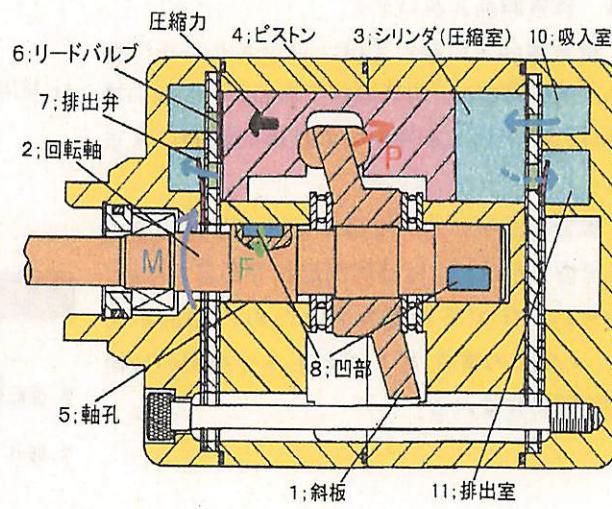
【0048】凹部8の大きさをどの程度にするかは、回転軸2の円滑な回転を維持できるよう、回転軸2に作用するモーメント(M)に応じて、最適化される。

【0049】この発明は、例えば特許公報63165号(165公報)に開示されているように、回転軸に対応する部分にロータリバルブを配設した圧縮機において、そのロータリバルブに適用することもできる。

【0058】軸孔5の内周面と回転軸2の外周面とのクリアランスは、例えば $20\mu m$ 以下にするのが好ましい。

## (3) 085公報の図面

一実施例を説明するものとして、【主引用発明図】が描かれている。実施例を説明する全ての図面において、吸入弁6は、フランプ式の一方向弁(リードバルブ)として描かれている。



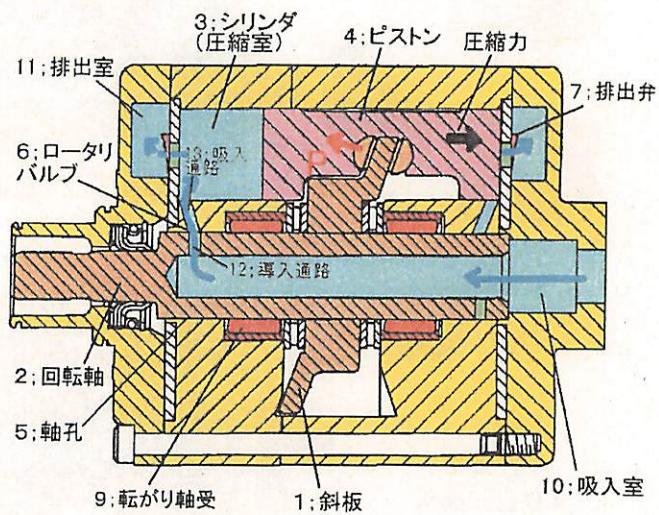
【主引用発明図】

## 6 副引用発明

### (1) 特徴

165公報には、副引用発明が記載されている。副引用発明は、ピストン式圧縮機のうち、ロータリバルブ式圧縮機に相当する。

一実施例においては、ロータリバルブ6と回転軸2が一体化しており、軸孔5がロータリバルブ6を回転可能に収容している。ロータリバルブ6の外周面上には、圧縮室3に冷媒を導入するための導入通路12の出口が設けられ、軸孔5の内周面上には、圧縮室3に冷媒を吸入するための吸入通路13の入口が設けられ、この導入通路12の出口と吸入通路13の入口とが、回転軸2の回転に伴い、間欠的に連通する。ピストン4は、回転軸2の回転に伴い、斜板1を介して往復動する。ロータリバルブ6の外周面は円筒形状である。軸孔5の内周面は、回転軸2の外周面を、転がり軸受9を介して支持している。

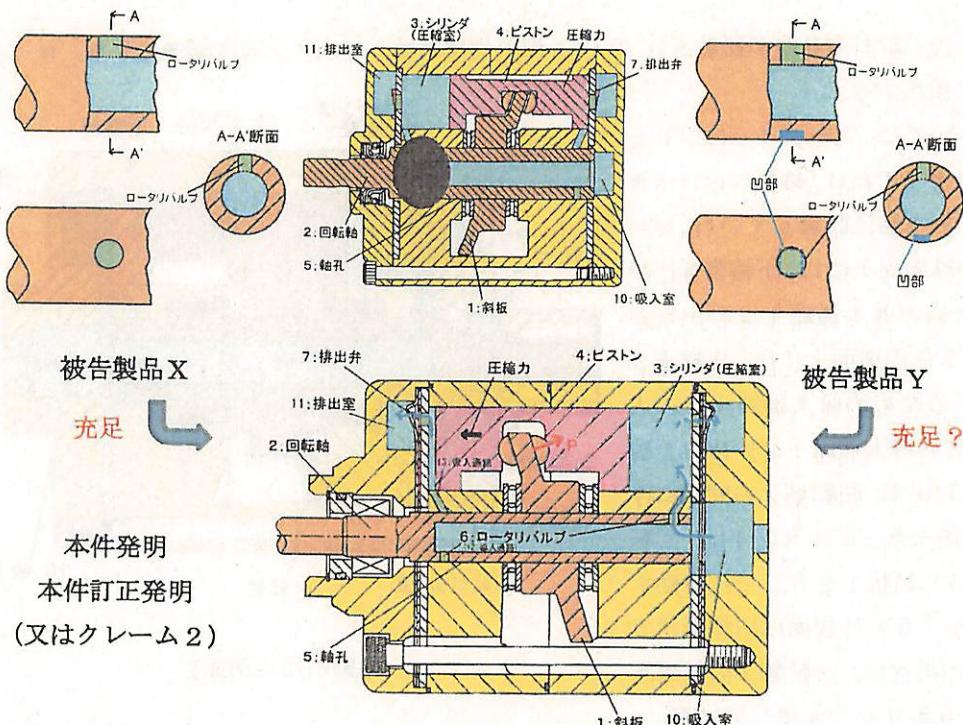


【副引用発明図】

### (2) 165公報の図面

一実施例を説明するものとして、【副引用発明図】が描かれている。

技術的範囲の属否

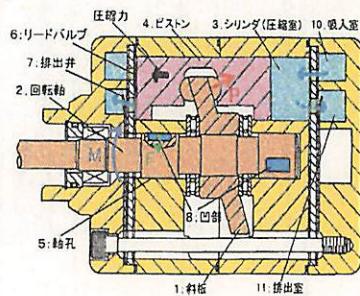
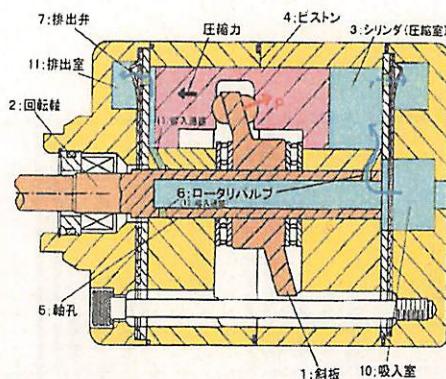


本件発明 (クレーム 1)	製品 X	製品 Y
A ピストン式圧縮機であり、	○	○
B ロータリバルブ 6 と、該ロータリバルブ 6 と一体化される回転軸 2 と、該ロータリバルブ 6 を回転可能に収容する軸孔 5 を備え、	○	○
C 該回転軸 2 の回転に伴い斜板 1 を介してピストン 4 を往復動させ、	○	○
D 該軸孔 5 は、内周面上に、圧縮室 3 に冷媒を吸入するための吸入通路 13 の入口を備え、	○	○
E 該ロータリバルブ 6 は、外周面上に、回転軸 2 の回転に伴い該吸入通路 13 の入口と間欠的に連通する導入通路 12 の出口を備え、	○	○
F 該軸孔 5 の内周面は該ロータリバルブ 6 の外周面を直接支持し、その隙間を 20 μm 以下とした。	○	△

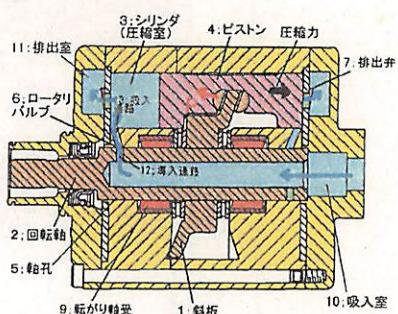
本件訂正発明 (又はクレーム 2)	製品 X	製品 Y
A~D, F 前同	前同	前同
E' 該ロータリバルブ 6 は、外周面上に、回転軸 2 の回転に伴い該吸入通路 13 の入口と間欠的に連通する導入通路 12 の出口を備え、該ロータリバルブ 6 の外周面は、該導入通路 12 の出口を除いて円筒形状であり、	○	✗

無効

本件発明  
本件訂正発明  
(クレーム 2)



進歩性？  
↔



主引用発明 1 / 主引用発明 2

副引用発明

#### 本件発明と主引用発明 1との対比

##### (相違点 1)

本件発明は、ロータリバルブ 6 を備え、回転軸 2 はこのロータリバルブ 6 と一体化し、軸孔 5 は内周面上に圧縮室 3 に冷媒を吸入するための吸入通路 13 の入口を備え、ロータリバルブ 6 は外周面上に回転軸 2 の回転に伴いこの吸入通路 13 の入口と間欠的に連通する導入通路 12 の出口を備え、軸孔 5 の内周面はこのロータリバルブ 6 の外周面を直接支持するのに対し、

主引用発明 1 は、ロータリバルブを備えておらず、回転軸 2 はロータリバルブと一体化しておらず、軸孔 5 は内周面上に圧縮室 3 に冷媒を吸入するための吸入通路の入口を備えておらず、軸孔 5 の内周面は回転軸 2 の外周面を直接支持する点

#### 本件訂正発明（又はクレーム 2）と主引用発明 2との対比

##### (相違点 1)

前同

##### (相違点 2)

本件訂正発明（又はクレーム 2）は、ロータリバルブ 6 の外周面が導入通路 12 の出口を除いて円筒形状であるのに対し、

主引用発明 2 は、回転軸 2 の外周面に凹部 8 がある点

**特許の有効性を争う方法**  
(模擬裁判事例において)

	日	独	仏	英	米
特許庁における無効化手続	無効審判	無効化手続なし	無効化手続なし	取消手続	当事者系レビュー
	特許庁 ⇒知財高裁 ⇒最高裁			知的財産庁 ⇒特許裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高裁	特許商標庁 ⇒C A F C ⇒最高裁
裁判所における無効化手続	無効化手続なし	無効訴訟	無効訴訟	取消手続	無効確認訴訟
		連邦特許裁判所 ⇒連邦通常裁判所	パリ大審裁判所（第3部） ⇒パリ控訴院（第5部） ⇒破棄院	特許裁判所／知的財産企業裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高裁	各連邦地裁 ⇒C A F C ⇒最高裁
特許権侵害訴訟内の対抗手段 (反訴／抗弁)	反訴なし	反訴なし	無効の反訴	取消手続（反訴）	無効確認の反訴
	無効の抗弁	抗弁なし	無効の抗弁	無効の抗弁	無効の抗弁
	東京／大阪地裁（専門部） ⇒知財高裁 ⇒最高裁	デュッセルドルフ、マンハイム、 ミュンヘン等合計12地裁 ⇒高裁 ⇒連邦通常裁判所	パリ大審裁判所（第3部） ⇒パリ控訴院（第5部） ⇒破棄院	特許裁判所／知的財産企業裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高裁	各連邦地裁 ⇒C A F C ⇒最高裁

# 支出決定決議書

支出決定する。	代行機関		確認者	入力者
官署支出官				

整理番号	発議年月日	年度	負担官区分	相殺請求番号	案件番号
0031118	31. 3. 15	30	00		

所 会 部 項	管 計 等	03 00000 010 010	裁判所 一般会計 裁判所 最高裁判所
目	091010	府費	
目 の 細 分 細	分 名 は 称	雜役務費(年額以外)	その他 000191264 (株) オーエムシー
主 住 所	所	東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル	
金 融 機 関 店 舗	管 理 機 關 處 處		
預 貯 金 種 別	口座番号	金額	2,230,740 円
支 出 負 担 行 為 時 の 債 主 コ 一 ド	000191264	支払回数	支 出 決 定 済 額 累 計 円
受 入 草 度 及 び 受 入 科 目 名			
支 出 決 定 区 分	01 通常		
支 払 方 法	3 振込	支 払 期 限	1 通常
外 貨 名		外 貨 額	
分任官整理番号			

摘要	要	*国際知財司法シンポジウム2018運営等業務(総価分)
----	---	-----------------------------

工 事	
仕 訳 区 分	5213 府費等
勘定科目(借方)	
勘定科目(貸方)	
予 算 事 項	006 裁判運営の充実に必要な経費
主要経費別分類	95 その他の事項経費

出納係  
31.3.20  
受領

内 訳 種 別	略 科 目 件 数	部分 支 払 予 定 年 月 日	精 算 予 定 年 月 日	債 主 別 出 力 区 分 1	支 払 実 績 出 力 区 分 2
	005481	31. 3. 25			

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番	00034

出納係  
31.3.20  
受領

# 支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為する。 支出負担行為担当官	(代行機関) 課長補佐		確認者	入力者
確認する。 支出決定する。 官署支出官	(代行機関)主計課長			

整理番号	発議年月日	確認予定期限 年月日	年度	負担官 区分	相殺請求番号	案件番号
0141663	31. 3. 15.	31. 3. 15	30	00		

所管部局項目	03 00000 010 010	裁判所 一般会計 裁判所 最高裁判所		
目	091010	府費		
目的細分				
細分	雑役務費(年額以外) その他			
債	氏名 又 名 は 称	000191264 [REDACTED] (株) オーエムシー		
主	住所	東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル		
金融機関店	[REDACTED]			
預貯金種別 外貨名	口座番号	金額 外貨額	2,747,828 円	
受入年度 及び 受入科目名				
負担区分 支出決定区分	01 01	通常 通常		
支払方法 精算額 分任官	3 振込	支払時期 最終表示	1 通常 未精算額	円
分任官整理番号				

摘要	要	*国際知財司法シンポジウム2018運営等業務(単価及び実費精算部分)
----	---	------------------------------------

局工事	課事	12 経・用度課
仕訳区分	5213	府費等
勘定科目(借方)	181100000000	府費等
勘定科目(貸方)	020500000000	未払金
予算事項	006	裁判運営の充実に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係	内覧コード	件数	関連番号	支払回数	略科目コード	課税対象表	債主別示	支払実績出力区分1	支払実績出力区分2
	04				005481				
支払予定期限	年月日	31. 3. 25	精算予定期限	年月日					

国庫債務負担行為整理番号 国庫債務事項	設定年度
電文通番 00279	

出納係  
31.3.20  
受領

用度課長  
主計課長

31.3.12  
受領

## 請求書

平成31年3月8日

最高裁判所 御中

住 所 東京都新宿区四谷四丁目34番地1  
名 称 株式会社オーエムシー  
代表者 代表取締役 力武寛

下記のとおり請求いたします。

### 記

1 業務名 国際知財司法シンポジウム2018運営等業務

2 金額 総価部分 2,230,740円(税込)  
単価部分 550,593円(税込)  
実費精算部分 2,197,235円(税込)

合計御請求金額 4,978,568円(税込)

3 振込先等

- ・振込先金融機関
- ・支店名
- ・預貯金種別
- ・口座番号
- ・口座名義

裁 判 所
最高裁判所
庁 費

● 雑役務費(年額以外)(その他の)